

2.4.2 入港届等（外航）（W I T）

本業務では、「船舶基本情報等事前登録（W B X）」（参照⇒2.2 船舶基本情報等事前登録（外航））業務で登録した情報に基づき、入港後、入港確定情報の登録（以下、「入港届等（外航）」と呼びます）を複数の宛先または個別の宛先へ送信を行うことができます。本業務では、入港届等（外航）を登録・訂正・取消することができます。

申請の操作方法については、1.3.2（4）申請業務を参照してください。

表 2.4.2-1 申請が可能な書類の種類

書類	宛先官庁
入港届（または転锚届）及び船用品目録の提出	税関
入港届の提出	入管
入港届（明告書含む）の提出	検疫所
入港届の提出	港湾管理者
入出港届の提出	
入港届の提出	港長
入出港届の提出	

<共通事項>

入力者について

- 入力者は船会社、船舶代理店です。
- 船会社が登録する場合は、本業務で入力した「船舶コード」の船舶基本情報に登録されている船舶運航者と、同一の船会社である必要があります。

船舶基本情報について

- 船舶は「外航船」で登録されている必要があります。
- 船舶基本情報が削除されていると申請できません。
- 本業務で入力した入港（予定）年月日より、船舶基本情報の船舶名称切替年月日の方が未来日の場合は、切り替える前（訂正前）の船舶名称で申請がされます。
- 税関に対する入港届で国際基幹航路（特定港寄港）を入力する場合は、船舶基本情報にとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）の旨が登録されていない必要があります。

入港前統一申請情報について

- 「入港前統一申請番号」を入力する場合は、本業務で入力した「船舶コード」「港コード」及び本邦寄港順序と入力した「入港前統一申請番号」に対する入港前統一申請情報に登録されている船舶コードと港コード及び本邦寄港順序が同一である必要があります。

着岸（予定）場所コードについて

- 入力された「着岸（予定）場所コード」が内航バースの場合、送信結果画面に確認のための注意喚起メッセージが表示されます。

とん税等減額対象該非判定処理について

- 税関に対する入港届の場合は、入力内容及び船舶情報に基づき、とん税等減額対象またはとん税等減額対象外とするか否かを判定します。入力内容及び船舶情報が国際基幹航路（特定港寄港）と判定される条件をすべて満たした場合、とん税等減額対象とします。ただし、とん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象となった場合であっても、国際基幹航路（特定港寄港）に適用を受ける旨が入力されていない場合は、とん税等減額対象外とします。

表 2.3.2-2 とん税等減額対象を判定する項目

判定項目	条件
船舶コード・入港港コード	入力した船舶コードかつ、入港港コードに対する情報が国際基幹航路情報に登録されていること
船舶種類コード	上記で取得した国際基幹航路情報に船舶種類コードが登録されていること
純トン数	上記で取得した国際基幹航路情報に純トン数が登録されていること
本邦入港前外国の寄港地コード及び仕出し港コード	上記で取得した国際基幹航路情報に本邦入港前外国の寄港地コード及び仕出し港コードのいずれかが登録されていること
入港（予定）年月日	入港（予定）年月日が、上記で取得した国際基幹航路情報に登録されている有効期限の範囲内であること

訂正について

- 訂正できる入港届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港届等を提出した利用者と同一である必要があります。
 - 船舶コード、航海番号（1）、港コード及び本邦寄港順序が変更されていない必要があります。
 - 訂正の入力が行われた入港届に対してとん税等納付申告中の場合は、船舶名称、入港年月日、入港目的コード及び純トン数が訂正されていない必要があります。
 - 訂正の入力が行われた税関に対する入港届に対して、とん税等納付申告中または納付済の場合は、とん税等減額対象表示が訂正されていない必要があります。

- 申請済の入港届等に対して訂正が行われた場合、届出／申請番号（入港届提出番号）には枝番が付加されます。
- 入港届等に対する訂正は、最大99回となっています。
- 税関に対する入港届（転锚届）の入港年月日、入港目的コードまたは純トン数のいずれかの訂正が行われた場合は、税関の確認を受ける必要があります。

取消について

- 取消できる入港届等の条件は以下のとおりです。
 - 入力者は入港届等を提出した利用者と同じである必要があります。
 - 取消入力が行われた入港届に対して、税関に対する出港届が行われていない必要があります。
 - 取消入力が行われた入港届に対してとん税等納付申告中ではない必要があります。
- 取消を行う場合、関係官庁に対してあらかじめ連絡することが必要です。

<個別事項>

税関への提出について

- 入力した「入港港」を管轄する税関官署を届出先税関官署とします。
- 「書類提出先官署コード」を入力しなくても、入力された「着岸（予定）場所」の港コードに基づき、提出先の税関官署が決定されます。ただし、「書類提出先官署コード」に入力した場合は、入力した税関官署に提出されます。
- 船舶基本情報に有効期間内のとん税等一時納付が登録されている場合は、当該港について納付済表示が設定されます。
- 国際基幹航路（特定港寄港）を入力する場合は、非課税の入港目的コードでは申請ができません。
- 税関に対する入港届で国際基幹航路（特定港寄港）を入力する場合は、転锚届は申請ができません。
- とん税等減額対象該非判定処理の判定結果がとん税等減額対象表示に設定されます。
- 訂正前の入港届に対して入港年月日、入港目的コードまたは純トン数のいずれかが変更となった場合は、当該届出の税関による確認が必要な旨が設定されます。
- 非課税の「入港目的コード」へと変更された場合は、当該港について非課税要確認表示が設定されます。税関に対して「非課税理由の証明」を提出してください。
- 出港届（転锚届）が提出されている場合は、訂正前の入港届に対してとん税等減額対象外からとん税等減額対象及びとん税等未納から納付済となった場合は、とん税等納付保留表示が設定されます。
- とん税等強制減額確認が行われた後、当該入港届の訂正が行われた場合は、とん税等強制減額確認が行われている旨が解除されます。

- 「入港（予定）年月日及び時刻」は、次の1.~2.の優先順位により登録されます。
 1. 入港届等に入力された「びょう泊（予定）年月日時刻（入港時）」
 2. 入港届等に入力された「着岸（予定）年月日時刻（入港時）」
 - 入港前統一申請の乗組員情報処理識別が「システム処理」の「入港前統一申請番号」を入力した場合、入港届等（転錨届）の乗組員情報処理識別は「システム処理」で登録されます。ただし、入港届（転錨届）の乗組員総数に1501人以上を入力した場合は、一律「マニュアル処理」で登録されます。
 - 国際基幹航路（特定港寄港）を入力し、とん税等減額対象該非判定においてとん税等減額対象外の場合、注意喚起メッセージが表示されます。*¹
 - 次の1.~6.の条件を全て満たす場合、注意喚起メッセージが表示されます。
 1. 国際基幹航路（特定港寄港）が未入力である。
 2. とん税等減額対象該非判定でとん税等減額対象である。
 3. 入港届情報の入港目的コードが課税である。
 4. 入港届情報が転錨届でない。
 5. 入港届情報がとん税等未納である。
 6. 船舶情報に有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていないこと。
 - 次の1.~6.の条件を全て満たす場合、注意喚起メッセージが表示されます。*²
 1. とん税等減額対象該非判定がとん税等減額対象外である。
 2. 次港以降が転錨となる港が登録されており、かつ転錨となる港のいずれかがとん税等減額対象該非判定においてとん税等減額対象である。。
 3. 入港届情報の入港目的コードが課税である。
 4. 入港届情報が転錨届でない。
 5. 入港届情報がとん税等未納である。
 6. 船舶基本情報に有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていない。
- (* 2) (* 1) が同時に出力される場合は、(* 1) のメッセージは表示されません。
- 次の1.~7.の条件を全て満たす場合、注意喚起メッセージが表示されます。
 1. 港届情報のとん税等減額対象表示がとん税等減額対象外であること。
 2. 入港届情報の入港目的コードが課税である。
 3. 入港届情報が転錨届でない。
 4. 入港届情報がとん税等未納である。
 5. 次港以降が転錨となる港が登録されていない、または次港以降が転錨となる港が登録されている場合は、転錨となるすべての港がとん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象外である。
 6. 船舶情報に有効なとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていない。

7. 船舶情報に有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額）情報が登録されている。

入管への提出について

- 入港届が送信されます。
- 申請の訂正を行った後、「書類状態確認（WVS）」（参照⇒2.9.1 書類状態確認）にて処理状態が「受付不能」となっている場合、NACCS上は送信済となっておりますが、乗員上陸許可支援システム上は訂正前の申請について審査中のため、申請が受付されていません。

「書類状態確認（WVS）」にて入管向けの訂正前申請の処理状態が「審査終了済」となっている場合、申請先官署へ該当申請の取下処理を依頼した後、訂正内容を反映した申請を新規に送信してください。

また、「書類状態確認（WVS）」にて入管向けの訂正前申請の処理状態が「訂正依頼済」または「受付済」となっていた場合は、再度訂正の申請を実施してください。

- 申請の取消を行った後、「書類状態確認（WVS）」（参照⇒2.9.1 書類状態確認）にて処理状態が「受付不能」となっている場合、NACCS上は取消となっておりますが、乗員上陸許可支援システム上は取消が受付されていません。

申請先官署へ該当申請の処理状態をお問い合わせください。乗員上陸許可支援システム上で処理状態が「審査終了」または「受付」となっている場合は、申請先官署に取下処理を依頼してください。

検疫所への提出について

- 検疫を受ける際に必要な申告書を含めた入港届が送信されます。

港湾管理者への提出について

- 港湾管理者へは、以下の情報が送信されます。
 - 入港届
 - 入出港届
- 各港湾管理者が定める条例・規則がありますので、入港時にはこれに従う必要があります。
- 入港時に出港日時が定まっている場合には、入出港届による提出が可能です。

港長への提出について

- 以下の情報が送信されます。
 - 入港届
 - 入出港届
- 入港時に出港日時が定まっている場合には、入出港届による提出が可能です。

その他、手続きに際しご不明な点につきましては、申請先官署へお問い合わせください。

<申請等呼出について>

- 申請済の情報呼び出し修正することで、新規の入港届等を申請することができます。
以下の情報呼び出すことができます。
 - ・入港前統一申請（外航（運航情報使用））
 - ・入港届等（外航（運航情報使用））

<入港届等（外航）の提出について>

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」業務（種別：申請情報）で確認できます。

表 2.4.2-3 書類状態確認（WVS）業務（種別：申請情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
港湾管理者への入港届の場合	入港届情報（港湾管理者）
港湾管理者への入出港届の場合	入出港届情報（港湾管理者）
港長への入港届の場合	入港届情報（港長）
港長への入出港届の場合	入出港届情報（港長）

- 以下の帳票を「書類状態確認（WVS）」（種別：帳票情報）で確認できます。
* 帳票を確認できる期間は、下記の表の条件から14日間（土日祝含む）です。

表 2.4.2-4 書類状態確認（WVS）業務（種別：帳票情報）で確認できる帳票

条件	帳票名
税関への入港届（転錨届）提出の場合	入港届（転錨届）提出情報

条件	帳票名
税関への入港届提出で、以下の条件を全て満たす場合 (1) とん税等減額対象外である (2) 入港目的コードが課税である (3) 入港港が転錨届でない (4) とん税等未納である (5) 船舶情報に有効なとん税等一時納付(とん税等減額を除く。)情報が登録されていない (6) 船舶情報に有効期間内のとん税等一時納付(とん税等減額)情報が登録されている (7) 次港以降が転錨となる港が登録されていない、または次港以降が転錨となる港が登録されている場合は、転錨となるすべての港がとん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象外である	とん税等減額対象非該当通知情報
税関への入港届提出で、以下の条件を全て満たす場合 (1) 税関への入港届(転錨届)情報を訂正した (2) とん税等納付保留の旨が登録された	とん税等納付保留通知情報
検疫所が入港届(明告書含む)を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入港届(明告書含む)回答情報
検疫所が入港届(明告書含む)を確認し、入力者に対して交付を行った場合	仮検疫済証
検疫所が入港届(明告書含む)を確認し、入力者に対して交付を行った場合	検疫済証
港湾管理者が入港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入港届回答情報(港湾管理者)
港湾管理者が入出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入出港届回答情報(港湾管理者)
港長が入港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入港届回答情報(港長)
港長が入出港届を確認し、入力者に対して回答を行った場合	入出港届回答情報(港長)

- 以下の帳票が宛先官庁に出力されます。

表 2.4.2-5 宛先官庁に出力される帳票

条件	帳票名	出力先
税関への入港届（転錨届）提出の場合	入港届（転錨届）提出情報	書類提出先税関（監視担当部門）
税関への届出で、税関が確認済とする項目が訂正された旨が登録された場合	船舶訂正通知情報	書類提出先税関（監視担当部門）
税関への入港届（転錨届）情報が訂正または取消された場合	入港届（転錨届）訂正・取消情報	書類提出先税関（監視担当部門）
税関への入港届提出で、以下の条件を全て満たす場合 (1) とん税等減額対象外である (2) 入港目的コードが課税である (3) 入港港が転錨届でない (4) とん税等未納である (5) 船舶情報に有効なとん税等一時納付（とん税等減額を除く。）情報が登録されていない (6) 船舶情報に有効期間内のとん税等一時納付（とん税等減額）情報が登録されている (7) 次港以降が転錨となる港が登録されていない、または次港以降が転錨となる港が登録されている場合は、転錨となるすべての港がとん税等減額対象該非判定処理においてとん税等減額対象外である	とん税等減額対象非該当通知情報	書類提出先税関（監視担当部門）
税関への入港届提出で、以下の条件を全て満たす場合 (1) 税関への入港届（転錨届）情報を訂正した (2) とん税等納付保留の旨が登録された	とん税等納付保留通知情報	書類提出先税関（監視担当部門）
入管への入港届提出の場合	入港届提出情報	入管

条件	帳票名	出力先
入管への入港届情報が訂正または取消された場合	入港届訂正・取消情報	入管
検疫所への入港届（明告書含む）提出の場合	入港届（明告書含む）提出情報	検疫所
検疫所への入港届（明告書含む）情報が訂正または取消された場合	入港届（明告書含む）訂正・取消情報	検疫所
港湾管理者への入港届提出の場合	入港届提出情報	港湾管理者
港湾管理者への入港届情報が訂正または取消された場合	入港届訂正・取消情報	港湾管理者
港湾管理者への入出港届提出の場合	入出港届提出情報	港湾管理者
港湾管理者への入出港届情報が訂正または取消された場合	入出港届訂正・取消情報	港湾管理者
港長への入港届提出の場合	入港届提出情報	港長
港長への入港届情報が訂正または取消された場合	入港届訂正・取消情報	港長
港長への入出港届提出の場合	入出港届提出情報	港長
港長への入出港届情報が訂正または取消された場合	入出港届訂正・取消情報	港長